

名古屋市地域公共交通協議会設置規約（案）

（目的）

第1条 名古屋市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- （1）地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （3）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （4）地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。また、委員の追加等の運営上必要と認められる場合は、適宜、会長と事務局が協議する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会は、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から、これを互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議決を要する事項（以下「議案」という。）については、出席委員による全会一致を原則とし、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、議長の発議により出席委員の3分の2以上の同意で決するものとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。

5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、

資料の提出及び説明等を求めることができる。

- 6 委員は、会議に代理人を出席させることができ、代理人は出席委員に含む。
- 7 会長は、議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより議決に代えることができる。
 - （１） 緊急を要するもの
 - （２） 会計その他協議会の運営に関するもの
 - （３） やむを得ない理由により会議の開催が困難であると会長が認めたもの
 - （４） その他、会長が軽易であると判断したもの
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第 7 条 会議で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（部会）

- 第 8 条 第 2 条に掲げる事項の協議のため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。
- 2 会長は、第 6 条第 3 項の議決を要する事項のうち部会で協議する事項については、部会の議決を以って協議会の議決とみなすことができる。
 - 3 部会の委員、議事、運営その他必要な事項は、各部会の規程等で定める。

（事務局）

- 第 9 条 協議会の事務局は、名古屋市住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

- 第 10 条 監査委員は、会長の指名する委員 1 人を置く。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

- 第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

- 第 12 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

- 第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	団体又は機関等
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
公共交通利用者代表	身体障害者福祉連合会等
法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等の代表者	東海旅客鉄道株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	名古屋市交通局
	名古屋臨海高速鉄道株式会社
	愛知高速交通株式会社
	名古屋ガイドウェイバス株式会社
	株式会社東海交通事業
	公益社団法人愛知県バス協会
	名鉄バス株式会社
	三重交通株式会社
	名古屋タクシー協会
	タクシー事業者代表
道路管理者	名古屋国道事務所
	名古屋市緑政土木局
公安委員会	愛知県警察本部
国土交通省中部運輸局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局
	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会
関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局
関係する市職員	名古屋市住宅都市局
その他市が必要と認める者	名古屋商工会議所
	一般社団法人中部経済連合会